

第12期第2回

札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

日 時：2022年8月8日（月）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 第3号会議室

1. 開 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 皆様、本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第12期第2回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の児玉でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、障がい保健福祉部長の大谷からご挨拶を申し上げます。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） 障がい保健福祉部長の大谷でございます。いつもお世話になっております。

会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、長引くコロナ禍の中で、感染拡大防止のため、札幌市の施策にそれぞれのお立場でご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、本日は、新たに策定されました札幌市バリアフリー基本構想2022の報告や、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準の見直しを議題に予定しております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場、様々な視点から忌憚のない活発なご意見を頂戴できればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただきました会議概要をご覧ください。

表面に本日の議題、裏面に委員名簿を添付しております。

資料につきましては、記載のとおり、資料1から資料5まで添付しております。

本日は、事務局として障がい福祉課職員が出席するほか、各議題に関する所管部局として、まちづくり政策局総合交通計画課の職員が出席しております。

それでは、事務局より、委員の皆様方の出席状況についてご報告させていただきます。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 本日は、井口委員、石田委員、波田委員、山口委員、近藤委員、野川委員の6名から欠席のご連絡をいただいております。

皆様のお手元の資料の次第の裏側の名簿に出欠状況を記載しておりますが、石田委員、近藤委員、野川委員が欠席と変更になっております。

また、菱谷委員からは、所用のため、3時頃に途中退席される旨のご連絡をいただいております。

本会議の委員数は23名、うち17名のご出席をいただいております。

出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、第1回の会議をご欠席された方1名、

今回の会議から新たに委員になられた方1名をご紹介します。

次第の裏面の名簿をご覧ください。

お名前を読み上げさせていただきますので、呼ばれた方は、恐れ入りますが、一言、ご挨拶をお願いいたします。

令和3年9月1日から就任いただいております公募委員の増田靖子委員です。よろしくお願いいたします。

○増田委員 皆さん、こんにちは。

北海道難病連の代表理事の増田でございます。

皆様もご存じのとおり、北海道難病連は、難病や障がいを抱える患者とその家族で構成されている当事者団体になります。私たちの中にも、車椅子、そして、杖、人工呼吸器をお持ちの方、外見からはなかなか困難さが分からない症状の方も様々いらっしゃいます。

そのような中で、私だからこそお伝えできることも多くあると思いますので、今回、委員に応募させていただきました。

誰もが安心して暮らすことのできる札幌市となるように一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、令和4年6月6日から就任いただいております札幌ハイヤー協会の鈴木康治委員です。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 札幌ハイヤー協会の鈴木でございます。

高齢者、障がい者の皆様が円滑に利用できるように少しでも尽力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） ありがとうございます。

2. 議 事

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、議題に入ります。

本日は、事前に次第でお示ししておりますとおり、まず、札幌市バリアフリー基本構想2022の策定について報告させていただきます。その後、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準の見直しについて、皆様にご審議させていただきます。

それでは、ここからの進行は石橋会長にお願いしたいと思います。

石橋会長、よろしくお願いいたします。

○石橋会長 北海学園大学建築学科の石橋です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

まずは、議題（1）札幌市バリアフリー基本構想2022の策定についての報告になります。

これまで、札幌市において審議しておりました札幌市バリアフリー基本構想2022が本年6月に策定されましたので、こちらについて、まちづくり政策局総合交通計画部の担当より報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○事務局（荒木交通施設担当課長） 札幌市交通施設担当課長の荒木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様のお手元に「札幌市バリアフリー基本構想2022」説明資料と、事前にお送りをさせていただいておりますピンク色の表紙の冊子があると思います。今日は、説明資料を使ってご説明をさせていただきます。

札幌市バリアフリー基本構想でございますけれども、最初にできましたのが平成21年、前回改定をいたしましたのが平成27年でございます。7年ぶり、3回目の改定ということで、今回、内容を新たにいたしましたものがございます。

バリアフリーの整備につきましては、皆様もご存じのとおり、内容が多岐にわたっております。駅や車両、それから、道路、信号、駐車場、公園、建物と、ハードの整備が非常に多岐にわたっておりまして、それぞれがちぐはぐな整備にならないように、一体的にバリアフリー化を進めていくための資料となっております。

さらに、ハード整備だけではなくて、心のバリアフリーをはじめといたしましたソフトを組み合わせてまして、ハード・ソフト一体となってバリアフリー化を進めていくという目標となっております。

これから内容をご説明させていただきますけれども、最新の内容と取組について、皆様にご協力をいただきながら進めていきたいという考え方でございます。

それでは、担当係長から説明をさせていただきます。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課の土田と申します。よろしくお願いいたします。

私から、札幌市バリアフリー基本構想2022につきまして説明をいたします。

なお、事前に送付した資料から、仮としていた写真部分の修正や、言葉の細かい修正などを行っておりますので、画面の資料でご確認いただければと思います。

内容につきまして説明いたします。

まず、今回、基本構想を改定するに当たっての背景といたしましては、（1）にありますとおり、バリアフリー法が改正されたことがございます。

平成30年には、共生社会の実現や社会的障壁の除去に留意すること、令和2年には、心のバリアフリーなど、ソフト対策の取組を強化するということが明記されました。

また、基本構想の位置づけについて、概略図をおつけしておりますけれども、バリアフリー法や国の基本方針に基づき策定するものでありまして、札幌市のまちづくり戦略ビジョンを上位計画といたしまして、その他の関係計画と連携しながらバリアフリー化を推進していくこととしております。

具体的には、駅を中心とする地区における移動等円滑化を促進するために、重点的、一体的にバリアフリー化を推進していくこととしております。

なお、今回の改定は、平成27年の前回改定に次ぎ、7年ぶり、3度目の改定となりま

す。

次に、理念と基本方針についてです。

理念は、前期の札幌市福祉のまちづくり推進会議におけるバリアフリー基本構想検討部会での議論により定めたものでありまして、「お互いに思いやり支えあう『行ける』が広がるまちづくり」といたしました。

それを基に定めた基本方針が下にある次の3点です。

一つ目は、生活関連施設のバリアフリー化の推進・連続した歩行空間ネットワークの形成、二つ目は、心のバリアフリーの推進、三つ目は、共生社会の実現に向けた市民・施設管理者・行政の協働としております。

これらは理念ともリンクしており、一つ目を「『行ける』が広がる」という部分、二つ目、三つ目を「お互いに思いやり支えあう」という部分を表現したものでございます。

次に、見直しの主なポイントについてです。

まずは、基本構想で定めている主な項目ですけれども、高齢者や障がい者等が利用する施設が集積する地区でバリアフリー化を推進するために、重点整備地区の区域、生活関連施設の対象、それらを結ぶ生活関連経路を定めることとしております。

今回の改定で見直しを行った1点目といたしましては、重点整備地区の追加と拡大でございます。

前構想の53地区から、新たに八軒地区と路面電車沿線地区の2地区を追加し、55地区といたしました。

八軒地区は、JR八軒駅の利用者が増加しているためであり、路面電車沿線地区は、低床車両の導入、停留場のバリアフリー化、また、道路の拡幅などによる道路のバリアフリー化など、エリアとして機運が高まっていることなどによるものであります。

また、前構想の53地区につきましても、地域の状況などを反映いたしまして範囲を見直してありまして、特に、苗穂地区では、開発の進む駅の北側も地区に入れて区域を大きく拡大しております。

見直しの2点目ですけれども、生活関連施設の対象の追加・拡大でございます。

まず、一つ目は、障がい者だけではなくて、ベビーカーを押す子育て世代なども意識いたしまして、区保育・子育て支援センター、ちあふるを追加しております。

次に、左下のグラフのとおり、障がい者や高齢者の当事者の方々のうち、約5割が移動手段として自家用車を週1日以上使用するというアンケート結果に基づきまして、二つ目にございます大規模な立体駐車場を追加しております。

さらに、観光都市札幌といたしまして、旅行される当事者の方々を意識して観光施設を追加したり、小・中学生だけでなく、避難所として市民の多くが利用することもあり、このたび、バリアフリー法でも特別特定建築物と定められた公立小・中学校を追加しております。

また、右下のグラフにもございますが、障がい者、高齢者などの当事者の方々のうち、

約7割が週1日以上利用するとお答えいただいたスーパーマーケットにつきましては、対象範囲をこれまでの中心の駅から半径500メートルではなくて、駅からの延長を1キロメートルということで範囲を拡大しております。

先ほどの生活関連施設の対象の追加・拡大によりまして、それらを結ぶ生活関連経路を拡大することになります。下の絵のとおりですけれども、黄色い施設を結ぶ赤い線が増えていくことになります。前構想では、生活関連経路の延長が合計263キロメートルだったものが、今回の改定でその1.24倍に相当する325キロメートルが指定されることになりまして、バリアフリー化されたネットワークがさらに広がることになります。

以上が見直しのポイントでございまして、ここからは基本構想に基づく具体的な取組について紹介をしております。

まず、一つ目ですけれども、地下鉄駅のバリアフリールートの複数化についてです。

既に、全ての地下鉄駅で地下と地上を結ぶエレベーターは設置済みでありますけれども、複数のエレベーターを設置することによりまして、バリアフリールートのさらなる充実化を図っております。

下の絵は、実際に複数化を行った地下鉄琴似駅の事例ですけれども、これまでは、図面の左側にあります西側のバスターミナル側の1基のみでしたが、東側にも新たに1基を設置することで、主に東側にあります病院や老人福祉センターへのアクセス性を向上させております。

今後は、東西線の大谷地駅や新さっぽろ駅などで整備を予定しております。

次に、同じく地下鉄駅の取組で、トイレについてでございます。

既に、全ての駅でバリアフリートイレは設置済みでございますが、現在は、一般旅客用の和式トイレの洋式化や、オストメイト設備の機能分散など、設備そのものの改良を進めているところでございます。

また、トイレのスペースに余裕のある駅につきましては、写真の大通駅のように、成人用のユニバーサルシートの設置も検討しております。

次に、バスターミナルのトイレのバリアフリー化についてです。

市内対象13施設のうち、9施設ではトイレが整備済みですので、残っている施設につきまして、改修等に併せたバリアフリー化を検討しております。今後は、写真にございます大谷地駅のバスターミナルのようなトイレの整備を検討しております。

現在は、円山のバスターミナルについて、改修に併せた整備を検討しているところでございます。

地下鉄の車両につきましても、バリアフリー化の取組を行っております。

現在は、南北線と東西線の車両の表示器につきまして、写真のとおり、カラーユニバーサルデザイン化を進めております。

カラーだけではなくて、写真にありますようにN06と書いてある駅のナンバリングの表示や多言語表示、また、緊急時にはメッセージ表示などもございまして、これにより機

能性の向上を図っているところでございます。

先ほど、重点整備地区の追加ということで、路面電車沿線地区の追加について説明いたしましたけれども、その理由の一つでもございます路面電車のバリアフリー化でございます。

停留場の段差解消や拡幅、かさ上げ、スロープ設置などのバリアフリー化を進めるとともに、シリウスやポラリスといったような低床車両の導入も引き続き進めてまいります。

次に、歩道のバリアフリー化についてです。

現在も進めているところでございますが、引き続き、生活関連経路を中心に道路のバリアフリー化を進めてまいります。

例えば、見づらいのですが、左下にございまして、横断勾配が急なところを2%以下と緩やかにすることに加えまして、その右側にございまして歩車道境界にある縁石と車道の段差を2センチメートルにしたり、右上にございまして視覚障がい者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックを設置するなど、誰もが安全に歩ける歩道を整備してまいります。

続きまして、公園のバリアフリー化についてです。

左下の写真のとおり、公園にある園路の勾配を小さくしたり段差をなくすという整備や、駐車場のバリアフリー化、トイレのバリアフリー化を進めてまいります。

なお、円山公園やモエレ沼公園など、主要な市内の15公園のトイレにつきましては、特に重点的に整備を進めてまいります。

続きまして、公立小・中学校についてですけれども、先ほども施設の追加のほうで説明を申し上げましたが、避難所でもあるという観点や、誰もが一緒に学べるインクルーシブ教育という観点で、今回、特別特定建築物に指定されましたので、スロープやバリアフリースロープトイレ、エレベーターの設置を進めます。

スロープやバリアフリースロープトイレは全ての市内の小・中学校を対象にいたしまして、エレベーターについては要配慮児童生徒等が在籍する学校を対象にいたしまして、これらを令和7年度末までに重点的に整備を進めてまいります。

次に、民間の小規模店舗等についてですけれども、皆さんご承知のとおり、バリアフリー改修に係る費用の一部を助成することとしておりまして、令和3年度から開始し、令和4年度も現在実施しているところでございます。

これらは、敷地内の段差解消、通路の拡幅、バリアフリースロープトイレなどを対象としております。

これまではハード面の取組を紹介してまいりましたが、今回のバリアフリー法改正の趣旨も踏まえまして、今回の改定で新たにソフト施策に関する取組を教育啓発特定事業と位置づけまして、ソフト施策を強化することとしております。

市民や企業向けの心のバリアフリーの推進に向けて、心のバリアフリー研修や障がい当事者の講師派遣、ガイドブックの配布などを行ってまいります。

また、情報の不足、分かりにくさというご指摘があることから、都心部の地下部や駅、バス停での移動におけるバリアフリーに関する総合的な情報の提供方法を検討していきます。

さらに、障がい者等用駐車場やバリアフリートイレの適正利用のために、チラシなどで利用マナーに関する啓発活動を行ってまいります。

また、今回、新たなテーマといたしまして、狭幅員道路や非優先道路の対応についても検討いたしました。

検討部会の委員の方々や障がい当事者の方々に実際に現地を見ていただくフィールドチェックを八軒地区で実施いたしまして、100点満点のバリアフリー整備が困難な狭幅員道路や非優先道路の対応方法を記載いたしました。

具体的には、狭幅員道路につきましては、可能な範囲でバリアフリー化を目指すことといたしまして、可能な範囲で横断部の段差を解消したり、凸凹の舗装面を直したり、点字ブロックを設置するということが記載しております。

また、大きな道路と交差する小さな非優先道路を渡らなければならない状況も考慮いたしまして、横断歩道や停止線の設置、路面標示の設置、利用者への注意喚起看板設置などを検討することとしております。

最後に、一体的なバリアフリー化の推進に向けてということで、これら記載の道路、交通安全、公共交通、駐車場、公園、建築物、教育啓発それぞれの施設管理者がそれぞれ整備事業の実施計画である特定事業計画というものを作成することとなりますが、ただつってまとめるのではなくて、時期や場所などを調整しながら一体的な整備に向けて連携したバリアフリー化を推進することが重要であると考えておりますので、こういったことを意識しながらバリアフリー化に取り組んでまいりたいと考えております。

資料の説明は、以上になります。

○石橋会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問やご意見があればお受けしたいと思います。

ご質問、ご意見がある方がいらっしゃいましたら挙手等で、事務局で指名していただく。

増田委員、お願いします。

○増田委員 ご説明ありがとうございました。

事務局でマイクを使ってご説明されていましたが、Zoomの対象者は音が途切れ途切れで聞き取りにくかったので、パソコンにマイクの線をつなげたほうがマイクの音が聞き取りやすいのかなと思いました。手元に資料が来ているので確認はできましたけれども、これから考えていただければありがたいかなと思います。

今のご説明に対して、増田から感想です。

札幌市バリアフリー基本構想2022を読ませていただきました。

バリアフリー化の推進は、今や福祉の取組ではなく、誰もが必要な公共の取組として私

たちは考えております。共通の認識を持って議論を進めていくと、きっとよいものができ
るのかなと思っておりますし、今後も、当事者団体として参加させていただき、誰もが暮
らしやすいまちを皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、感想として述べさせてい
ただきました。

○石橋会長 ご指摘がありました会場の音声ですが、私からもさっきチャットでお送りさ
せていただいておりますので、至急、対応できるものがあれば対応をよろしく願いま
す。

それ以外、委員の皆様から、ご説明について、ご意見、ご質問があればお受けしたいと
思いますけれども、いかがでしょうか。

東委員、よろしく願います。

○東委員 北海道建築士会の東と言います。よろしく願います。

今の資料の16ページの小・中学校のバリアフリー化の項目ですが、二つ目のエレベ
ーターは要配慮児童生徒等が在籍する学校を対象というのが理解できなかったのです。現在、
そういう子どもがいるところを優先的に整備するけれども、最終的には学校全部という意
味でよろしいのでしょうか。

○石橋会長 事務局からご回答をよろしく願います。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 要配慮児童につきましては、先ほど委員からご
指摘があったとおり、現在、車椅子を利用していたり、障がいのある児童がいらっしゃる
学校というのが第一でございまして、それに加えて、各校区で就学前児童の状況を把
握し、配慮が必要なお子さんが入学予定の学校から優先的に進めていくというものでござ
います。

当然、全ての学校というところが目指すべき姿ではございますが、まず、令和7年度ま
での目標といたしましては、国の方針に基づき要配慮児童生徒等がいらっしゃる、もしく
は、今後その入学が見込まれる学校ということで考えております。

○石橋会長 東委員、いかがですか。

○東委員 具体的な件数というのは、取りあえず、近々で何件というところにはまだ至っ
ていないということよろしいのですか。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 現在、教育委員会で、そういった調査などを進
めて件数などを把握している状況ですので、私どもは、今、具体的に何校という数字まで
は把握できておりません。

○東委員 ありがとうございます。

○石橋会長 ほかに、質問があればお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

菱谷委員、よろしく願います。

○菱谷委員 市社協の常務理事の菱谷でございます。

私だけが分からないことかもしれないので、入り口の部分の確認ということでお願いし
たいのですが、今回、改定となる基本構想2022の全体的な目標年次というのは

どんな考え方でしょうか。一部には年次が入っているのですが、基本構想の全体的な目標年次としては何年になるのか、再確認ということで教えていただきたいと思います。

○石橋会長 事務局、お願いします。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） ピンク色の冊子の98ページをご覧くださいなのですが、こちらに整備の考え方ということで札幌市の基本方針を掲げております。

ちょうどページの中段やや上辺りですが、この基本構想では、「札幌市の2030年度（令和12年度）までの各施設等のバリアフリー整備に関する方針」ということで位置づけているところでございます。

○菱谷委員 どうもありがとうございました。

○石橋会長 ほかに、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 会場で、皆川委員が挙手されておりますので、お願いいたします。

○石橋会長 お願いします。

○皆川委員 公募委員の皆川です。

内容に関することではないのですが、今回取りまとめられた基本構想について、札幌市として、市民の関心度や、市民にどの程度アピールできたかということについて、どんな評価をされているのかを確認したいと思います。

できたばかりですから、これから定例のアンケートにそういった項目を入れて確認されるのかもしれませんが、1点、私が危惧しているのはパブコメの件数です。23人から73件の意見が出ているのですが、この意見を出した方が23人というのは少ないのではないかと私は感じるのです。

それで、例えば、前回とか前々回の改定でもパブコメをやられたと思うので、そのときの反応はどうだったのか、それから、他部局でこの類いのものをまとめたときにはどのぐらいの意見が寄せられるのかが一つの目安になるという気もするので、その辺を含めて、これが札幌市民に向けてどんなアピールができたというか、関心と呼んだのかをお聞かせいただきたいと思います。

○石橋会長 事務局、お願いします。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 委員がご指摘のとおり、今回、パブリックコメントを実施いたしまして、23名からご意見をいただいたところでございますが、それにつきまして、多いか少ないかという評価は、我々もはっきりさせておりません。

確かに、委員にお話しいただいたとおり、これまでの改定のとことや、他部局の類似の計画などを一つずつ比較までは正直していなかったというのが現状ですので、その辺りを踏まえ、確認、調査いたしまして、今回、市民の関心度がどうだったかというのは引き続き検証してまいりたいと思っております。

○事務局（荒木交通施設担当課長） 少し補足をさせていただきますと、パブリックコメ

ントについて、今、手元にほかの計画の数字は持っていないのですが、かなり広くいろいろな方をお願いをしています。

例えば、今回でいきますと、まちづくりセンターにも置かせていただきましたし、皆さんが手に取れるような状況は市内に相当数つくったのですけれども、実際、ほかの計画も含めまして、パブリックコメントの数としては、100件とか200件と来ることはほぼないです。だからよいという意味ではないのですが、決して少ない数ではないと思っております。

また、ご意見も、皆さんが分からない点、あるいは、説明不足な点、反映がしっかりできていない点を、数ではなくて内容を見たいという思いがありますので、いただいた意見を見ながら、どういった点が足りないのか、直すべきかという辺り、それから、この計画の中身ではなくて、この後進める上での指摘事項もたくさんいただきましたので、そういった点でも反映をさせていきたいと思って見ておりました。

また、できたら終わりという計画が多いのですけれども、バリアフリーに関しては、しっかりつくってしっかり機能していく、また、悪いところは皆さんにご意見をいただきながら直していく、これはすごく大事なサイクルでございますので、引き続き、皆さんに知っていただけるように取り組んでいきたいと思っております。

ご指摘ありがとうございます。

○石橋会長 皆川委員、いかがですか。

○皆川委員 市民へのアピールは重要だと思います。目立って何ぼだと思しますので、ぜひ、ひとつよろしくをお願いします。

○石橋会長 ほかに、先ほど宮崎委員が手を挙げておられましたか。お願いします。

○宮崎委員 精神保健福祉士の宮崎と申します。よろしく願いいたします。

率直な感想だったのですけれども、この構想を練るときに、実際に障がいを持っている当事者の人たちの声がどれだけ反映されていたのかなというところが気になったのです。

障がいを持っている人たちは、その障がいの区分や重さによって、本人から聞き取ることがなかなか難しかったりするときもあると思うので、そういうときには、施設のスタッフや職員に日頃のバリアフリーに関してどういった意見を持っているのかといった意見を聞くシステムが実際にあるのかなと思ったので、お聞きしたかったです。

○石橋会長 特に、意思疎通がなかなか難しい当事者の方からの意見聴取はどういうふうにしたのでしょうかという質問ですよね。

これは部会の話かもしれませんが、もし分かるようでしたら事務局からお答えいただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 当事者の方からの意見の聴取方法に関しましては、このピンク色の冊子の133ページの参考資料3をご覧ください。

平成30年になるのですけれども、障がいを持つ方々や団体に属する方々を対象にアンケート調査を実施しております。133ページに緑色の表がございますが、これらの団体

に650件分を配布いたしまして、438件の回収ということで、これだけの数のアンケート調査を実施したところでございます。

先ほどの資料の説明の中でもございました駐車場の追加や、スーパーマーケットの利用頻度などは、このときのアンケート調査を基に反映させているところです。

また、冊子の124ページでございますが、これも先ほど説明させていただきましたとおり、八軒地区で、実際に障がいのある方々も交え、現地でのフィールドチェックを令和2年8月25日に実施いたしまして、狭い道路や非優先道路などでどういったことができるかという意見を聞きながら計画に盛り込んでおります。

○石橋会長 宮崎委員、いかがでしょうか。

○宮崎委員 丁寧にありがとうございます。

○石橋会長 ほかに、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

橋本委員、よろしく申し上げます。

○橋本委員 ご説明ありがとうございます。

先ほどの東委員の質問に関連するのですけれども、小・中学校のバリアフリー化ということで、令和7年度末までに重点的に実施ということと、先ほどの質問の回答で優先的にという説明があったかと思えます。

お金の関係というのであれば、例えば、来年度、10校に児童が入学することになったときに、10校全部をすぐにちゃんと行えるのか、あるいは、その中でも予算の関係で五つなるのか、七つになるのか。そんなような予算的な限度は設けられていくのか、必要があるところには絶対すぐに整備するということなのか、予算内で優先順位を決めていくのかということはどういう感じになるのでしょうか。

○石橋会長 先ほどの質問とかぶった内容ですが、数値的なものも含めての整備の進め方についてのご質問だと思います。

事務局、これは教育委員会マターだと思うので、なかなかお答えしにくいとは思いますが、分かる範囲でご説明をお願いします。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 令和7年度までの重点的な整備ということで説明いたしましたけれども、その対象としては、当然、教育委員会が検討しているものですが、段差やトイレにつきましては全ての公立小・中学校、そして、エレベーターについては、繰り返しになりますが、要配慮児童が在籍している、もしくは、在籍する見込みのある学校の対象全てを令和7年度までに整備するというので進めようとしていることは伺っております。

ただ、当然、委員がおっしゃるとおり、予算面の制約はあるかと思えます。予算は積極的に取りにいくとはいえ、様々な条件の中で進めていくことには間違いはないと思いますが、今の予定では、令和7年度までには全てを目指すということでやっていくと伺っております。

○石橋会長 橋本委員、今のお答えについて何かございますか。

○橋本委員　そういうことだとは思いますが、実際に、極端な話、入学を予定していても、エレベーターが設置されないことによって、その学校へ入学ができないというようなことも考えられなくもないのです。

この辺りは、それこそ教育委員会との議論になるのでしょうか、予算のこともあると思いますが、極端な例でいくとそういうふうなことにもなりかねないので、必ず確保してもらえそうな、必要などころには必ず設置するというぐらいのものがあってもいいのではないかなという意見です。

○石橋会長　ほかに、ご意見はございませんでしょうか。

守谷委員、お願いします。

○守谷委員　公募委員の守谷です。

それでは、意見を言わせていただきます。

バリアフリー基本構想2022は、とてもすばらしいというふうに伺いました。これまで、基本的に、バリアフリー社会という考え方で長年進めてこられたと私は思っています、資料にもありますけれども、これからは、バリアフリーを核として、ユニバーサル社会という新しい概念の中にバリアフリーを含めて構築していかなければならないのではないかと考えています。

個人的には、今、ちょうどバリアフリーからユニバーサルデザイン社会への過渡期かなと勝手に考えているのですけれども、バリアフリーとユニバーサルデザイン社会の大きな違いというのはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

いろいろな意味での施設の障害を取り除くのがバリアフリーと単純に考えられますけれども、ユニバーサル社会に対してはどういう考え方でいけばいいのかなと一市民としても思っているのですが、その辺は、明確ではなくてもよろしいですから意見をいただければと思います。

○石橋会長　今のご質問については、基本構想の話から少し外れているかもしれないのですけれども、事務局で、この基本構想を策定するに当たっての理念的な話として、今のご質問に対してお答えできるのであればお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○事務局（土田特定交通施設担当係長）　冊子の118ページをご覧くださいますと、バリアフリーとユニバーサルの違いにつきまして説明しております。

当然、我々も、バリアフリーだけでなくユニバーサルという意識も持った上で、今回、計画を改定しておりますと、申し上げますと、例えば、バリアフリーであれば、障がいのある人にとって障壁となるものを除去するという考えと認識しております、ユニバーサルデザインとなりますと、バリアを最初から設けないですとか、誰もが使えるというような考え方に基づくものと認識しております。

先ほど私どもが紹介したような施設の整備なども、当然、バリアフリーでもあるのですけれども、誰もが使える、誰もが歩けるということを意識した整備を進めていくという考

えに基づいて今後も進めてまいりたいと考えております。

○石橋会長 守谷委員、いかがですか。

○守谷委員 ありがとうございます。

○石橋会長 ほかに、ございませんでしょうか。

私から1点だけ、ささいな話かもしれないのですが、冊子の39ページの表4-2、生活関連施設の設定とございますよね。この分類を見ていきますと、上から四つ目の大きな分類の文化施設の一番上にコミュニティーセンターとありますが、これに区民センターは含まれるのですか。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 区民センターにつきましては、ちょうど中段辺りにある官公署の市役所、区役所のくくりの中で考えております。

○石橋会長 手稲コミュニティーセンターがありますよね。僕は、調査したことがあるのですが、多分、一般的に同じ施設機能である区民センターも文化施設のくくりだと思うのです。

今すぐお答えできなかつたら結構ですので、ここを確認しておいてもらえますか。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 分かりました。

確認しまして、会長にご回答いたします。

○石橋会長 よろしく申し上げます。

皆様からご活発なご意見もいただいて、大体、一通り出た感じかなと思うので、取りあえず、一旦、この議題については、ここで締めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋会長 ありがとうございます。

このことについて、追加であれば、また一番最後にお受けしたいと思っておりますので、一旦、この議題については、ここで終えさせていただきたいと思っております。

それでは、続いて、議題（2）札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準の見直しについて、事務局よりご説明をよろしく申し上げます。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 私から、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準の見直しにつきまして、資料2に基づきご説明させていただきます。

まず、1項目め、条例・施行規則・施設整備マニュアルの関係性についてでございますが、札幌市福祉のまちづくり条例では、公共的施設等の整備について触れられておりましたが、具体的な基準につきましては、施行規則において対象とする公共的施設、廊下、トイレなどの整備項目それぞれの整備基準、施設整備の際の手續について規定しております。

そして、これらの解説や図解等につきましては、施設整備マニュアルにおいて詳しく説明しておりますので、さらに望ましい整備内容についても記載しております。

なお、ご参考までに、札幌市福祉のまちづくり条例上の公共的施設とは、学校、病院、劇場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームなど、多数の者が利用する施設となっております。

次に、2項目めに移りまして、整備基準の見直しについてご説明させていただきます。

前提としてのお話ではございますが、民間公共的施設のバリアフリー化は札幌市福祉のまちづくり条例で推進しておりまして、本条例は遵守義務であり、強制力はございません。

2,000平米以上の大規模建築物が対象で、適合義務があるバリアフリー法に対して、札幌市福祉のまちづくり条例の遵守基準は、これと同等以上となっております。

廊下、トイレなど、条例の主要な整備項目の平成30年度から令和2年度の新築、増改築の遵守状況ですが、以下の表のとおりとなっております。床面積が2,000平米以上の建築物につきましてはバリアフリー法上の強制力がございますので、主要な整備項目の遵守状況は約10割となっております。

これに対しまして、2,000平米未満500平米以上の建築物につきましては約6割、500平米未満の建築物につきましては約3割の遵守状況となっております。物理的な制約もありますことから、廊下の幅や傾斜路の幅、トイレなど、スペースを要する整備項目に関する適合割合が低い状況でございます。

以上から、特に、500平米未満の小規模民間公共的施設におけるバリアフリー化を促進していく必要があると考えているところでございます。

具体的には、施設内の通路、廊下等の幅、傾斜路の幅、トイレの広さなどについて、500平米未満の小規模建築物における整備基準を見直すことにより、現実的に、より建築主等が対応しやすい基準を検討してまいりたいと考えております。

整備基準につきましては、1項目めにてご説明を差し上げましたとおり、施行規則の内容となっておりますので、これらの見直しにつきましては規則改正が必要となります。

なお、このほかにも、基準の解説の充実、望ましい整備の見直しなどにより、より分かりやすく、より高い誘導基準の設定を検討していく、施設整備マニュアルの改訂や、バリアフリー改修費用の一部を補助する民間公共的施設バリアフリー補助事業によって、費用面でのインセンティブを継続することにより、一体として公共的施設のバリアフリーを進めてまいります。

次に、右側上段に移りまして、3項目めとなります。

こちらは、小規模建築物の基準に係る国の動向でございます。

もともと、自治体は、バリアフリー法による適合義務の対象となる建築物の規模を条例によって2,000平米未満についても定めることができますが、従来のバリアフリー法の基準は2,000平米以上の建築物を想定して定めておりましたため、小規模の建築物にそのまま適用した場合に、建築主にとって過度な負担となる場合がございます。

こうした背景から、自治体が条例で適合義務の対象を500平米未満に定めた場合に、その規模に見合った基準とすることができるよう、令和2年にバリアフリー法の政令を改正しております。

具体的には、例えば、通路の幅員の基準を従来の120センチメートルから90センチメートルへと変更しております。こうした見直しによりまして、より実態、実情に即した

バリアフリーの促進を進めていく考え方を示されており、札幌市福祉のまちづくり条例においても、こうした国の考え方に準じまして、柔軟な運用へと見直しを図っていくものがございます。

次に、4項目め、検討体制でございます。

現在、第12期の福祉のまちづくり推進会議では、公共的施設のバリアフリー部会と施設整備マニュアル改訂に係る検討部会の二つの部会が活動しております。

整備基準については、施設整備マニュアルと密接な関係がありますことから、効率的な会議運営の観点から、新たな部会は設置せず、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会におきまして、併せてご議論いただければと考えております。

最後に、5項目め、検討スケジュールの想定案でございます。

既に、令和4年3月に始動しております施設整備マニュアル改訂に係る検討部会に、赤字の部分を追加して検討いただきたいと考えております。

具体的には、令和4年9月頃の第2回部会にて整備基準見直し方針を検討、同年12月の第3回部会、令和5年3月頃の第4回部会において整備基準見直し案を検討いただきたいと考えております。

令和5年度は、6月頃及び7月頃の第5回、第6回部会におきまして整備基準見直しの最終案をご検討いただき、最終的に、令和5年8月頃を予定しております第3回推進会議において、整備基準見直し案のご承認をいただく運びと考えております。

なお、ご承認いただきましたら、規則改正に係るパブリックコメントを実施の上、令和6年4月頃の公布、周知、啓発の上、一定期間経過後の施行を予定してございます。

あくまで流動的ではございますが、現時点では、以上のようなスケジュールを想定しております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○石橋会長 ありがとうございます。

今、資料2を用いながらご説明いただきました。

私の理解によると、大きく3点あるのかなと。

まず、1点目が、今回、500平米未満の小規模の民間公共的施設におけるバリアフリー化を推進するために、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則における整備基準を変えたいというご提案です。この内容をどこで具体的に検討するかとなったときに、資料の4に検討体制とありますけれども、既に、この推進会議の中で施設整備マニュアル改訂に係る検討部会を設定して、委員の方々にご担当をお願いしているところですが、この部会に上乘せで整備基準の見直しもお願いできないかというのが2点目です。3点目が、その下の検討スケジュールです。もし、それをお認めいただけるのであれば、こんなスケジュールでやっていきたいという提案です。

事務局、以上の理解で間違いないでしょうか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 会長のおっしゃるとおりでございます。

○石橋会長 ありがとうございます。

それでは、今のことを踏まえて、まず、ざっくばらんに委員の皆様方からご質問やご意見等をお受けしたいと思えます。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

マニュアル改訂に係る検討部会のご担当の方は、マニュアル改訂だけでも結構大変かなと思っていたのですけれども、その上に結構重い仕事がどかっと来るので、いやいや聞いていないよというご意見で結構ですので、遠慮なくお寄せいただきたいと思えます。

会場からも、もし何かあればお願いします。

私は、個人的に、こういう盛り上がらない会議は嫌いですから、当てていきます。

では、そのお手本となる浅香副会長、お願いします。

○浅香副会長 浅香です。

これをざっと見た限りで、今、会長が言われたようなことが大切だと思うのですけれども、民間公共的施設バリアフリー補助事業について、ホームページで調べたら、8月から9月の中ぐらいまでが申込み期間と書いてありまして、東委員も、補助していかどうかという審査委員をされていると思うのですが、このPRなどを建築士会等で大々的にやっていたらと思えます。

数か月前だったと記憶しているのですけれども、新聞紙上にもありましたとおり、昨年度は予算に対して申込み件数がかなり少なかったという現状がありますので、その辺、せっかくの予算ですので、まちづくりのためによくなるという観点でPR方法を検討していただければというふうに考えます。

○石橋会長 むちゃぶりに応えていただきまして、ありがとうございます。

今回の整備基準の直接の話ではないのですけれども、資料2の左下に図がございます。今回、整備基準の見直しと同じくして、マニュアル改訂と、浅香副会長からご指摘がありました補助事業推進を一体的に進めるといったところは、私も非常に有効な手だてかなと思うわけです。

事務局から、この補助事業について、もし補足説明があればお願いできますでしょうか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 民間公共的施設バリアフリー補助事業につきまして、事務局から補足でご説明させていただきます。

浅香副会長のご指摘もございましたように、昨年度は、想定20件の補助に対しまして、結果的に、6件の申請、5件の交付という形で、予定よりも下回っております。昨年度開始した事業でありましたので、なかなか周知が進まなかった部分もあったかなと我々としては捉えております。

今年度につきましては、早い段階で、商工会議所、歯科医師会、それから、様々な団体にもご協力いただきまして、広報、普及を図ってまいりました。

また、地下街や、薄野交差点にごございます大きいビジョンにもPRを表示することで、事業者の方が対象ではございますけれども、歩かれている市民の目に留まるような工夫をしております。

8月1日から来月9月9日までが受付期間となっておりますので、今年度は、昨年より多い申請が来るように願っているところでございます。

○石橋会長 浅香副会長、今の説明についていかがでしょうか。

○浅香副会長 よろしく申し上げます。

○石橋会長 ほかの委員の方々から、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

もし、お認めいただけるのであれば、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会でいろいろと具体的な検討を重ねて、そして、資料2の右下の表にありますとおり、推進会議でのご説明の機会もあるところでございます。

ですから、部会には、当然、具体的な検討といったところでご苦勞をおかけすることになるかもしれないのですけれども、全体の推進会議にも意見は上げられて、反映されるというふうに私は考えております。

別に、ないものを無理にすることもないのかなとは思うのですけれども、大丈夫でしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 私が冒頭に整理した3点について、もう一度お話をします。

特に、500平米未満の小規模の民間公共的施設におけるバリアフリー化を推進するための整備基準について、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を変えたいという議論の発議及びこの具体的な検討を、本推進会議の部会であります施設整備マニュアル改訂に係る検討部会の中で追加検討議題として捉えると、そして、ご提案いただいたとおりのスケジュールで行うという3点について進めさせていただきたいと思っております。

私から、1点だけ、ささいな話ですけれども、検討部会の名前は変わるのですか。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) 検討部会につきましては、名称は変更しない方向で考えております。

○石橋会長 このままで行くということですか。

○事務局(佐々木事業計画担当係長) 施設整備マニュアル自体に規則が記載されてございますので、大きな意味では、施設整備マニュアルの改訂の中に含むものという理解でございます。

○石橋会長 分かりました。ありがとうございます。

そうしたら、この件については非常に大きい話でもありますので、この検討部会ではない委員におかれましても、お気づきのご意見がございましたら、随時、事務局に遠慮なくその辺はお伝えいただけたらと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 このご提案については、取りあえず、お認めいただいたという形で進めていきたいと思っております。

ありがとうございました。

本日の会議は、以上です。

全体を通じて、先ほどの基本構想の話の追加でも結構ですので、もしご意見があればお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

○浅香副会長 資料1の6ページの見直しの主なポイント、(3)生活関連施設の対象の追加・拡大というところですが、バリアフリー基本構想2022では、言葉遣いがきちんとなっているから異論はないのですけれども、その基本構想をつくる過程の資料がこの資料1だと思うので、申し上げたいと思います。

バリアフリー基本構想というのは、理念的には、心のバリアフリーの推進や共生社会に向けた市民、施設管理者への理解促進というのが大きな目的になっていまして、この丸ポチの五つを見ると、子育て世代、身体障がい者、旅行者、小中学生・高齢者・身体障がい者、生活密着施設となっているのですが、基本構想2022の厚い冊子の中には「身体」という言葉がどこにも載っていないのですよね。全て障がい者という一くくりの定義で掲載されているのですけれども、私は、大いにそれに賛同したいと思っていまして、つくる過程においても、二つ目の丸ポチと四つ目の丸ポチの「身体」という名称は取っていただいたほうがいいかなと思います。

というのは、大規模な立体駐車場を追加といっても、段差がないとか、エレベーターを造るだけではなくて、やはり、分かりやすいサインは知的の方などいろいろな方々にも該当すると思います。また、公立小・中学校等が特別特定建築物に追加されたということで、今回はエレベーターの写真が載っていましたが、やはり、近い将来的には様々な障がいの方が医療機器の発展によって、例えば、難聴の方が普通学校に通えるような補聴器ができたり、弱視の方がある程度歩行できるような視覚情報システムがだんだん開発されてきています。ですから、「身体」という名称は取っていただいて、障がい区分を特定しない形の名称にしていいただければと思います。

それと、最後の生活密着施設は、スーパーマーケットの対象範囲を拡大となっているのですけれども、最初のときにどなたか委員がおっしゃっていましたが、ユニバーサル社会を目指す前提において、スーパーマーケットというのは市民のほとんどの方が使用する施設ですから、ハード面やソフト面など、いろいろな面が兼ね備えられた施設でなければならないと思っています。そういう意味では、上の四つは人を対象にしているのですけれども、ここだけ物を対象にしているものですから、ここは、逆に、バリアフリーを必要とする人という形で、スーパーマーケットの対象範囲を拡大というような形にしたほうがいいかなと思いました。

スーパーマーケット等は、それこそ、昨今のグローバル社会においては、市民のみならず、観光客など、いろいろな方が利用する施設だと思いますので、この丸ポチの5の生活密着施設というところが気になったところでした。

○石橋会長 今のご指摘について、事務局から、この資料を作成された意図やお考えが追

加でご説明いただけるのであれば、お願いしたいと思います。

○事務局（荒木交通施設担当課長） 今、ご指摘をいただきましたが、また、書くときの意図というか、気持ちも、まさに委員からご説明いただいたとおりでございます。

今後、施設のバリアフリー化を進めるためには皆様に協力をしていただく、また、どういった方がどういうときに必要としているのかもよく理解をした上で対策を進めていただく必要があります。今、いただいたご指摘をしっかりと反映して、また、これから広報していく際にも気をつけてまいりたいと思っております。

○浅香副会長 どうもありがとうございました。

これは基本構想をつくる過程の資料だと思いますので、私は、特段直す必要はないというふうに思っています。ただ、こういう意見があったのだということで議事録に残していただいて、次の基本構想の改定に参考にしていただければありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○事務局（荒木交通施設担当課長） ありがとうございます。

○石橋会長 ほかに、ご意見があればお受けしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

中村委員、よろしくをお願いします。

○中村委員 アンケート調査について、先ほどご質問もあったかと思うのですが、これから進めていくに当たって、スパイラルアップをされていくと思えますので、効果測定をされていくと思うのです。その際には、どの程度、効果があったかというところで、また、アンケート調査をされるのではないかと思うのですが、どこがどのように効果があったのか、それとも、まだ不便を感じていらっしゃるのかが分かるように、今後、項目をもう少し細かくしていただけるといいのかなと思いました。

具体的には、ハード面だけではなくてソフト面もあると思えますし、ハード面でもいろいろ項目があると思えますので、そういったところもあるといいのかなと思いました。

ただ、項目を多くしていくと回収率が悪くなってしまうと思えますので、いろいろ難しい面があると思うのですが、そういったところもぜひ考えていただければと思いました。

○石橋会長 今のはご意見ということでよろしいですか。

○中村委員 そうです。

○石橋会長 事務局、このご意見について、何かコメントがあればよろしくをお願いします。

○事務局（荒木交通施設担当課長） 今いただいたご意見のとおりで、次の構想改定の機会までは少し先になりますけれども、取組が進んでいく中で、スパイラルアップと呼んでおりますが、いろいろなアンケート調査でフォローをしていくことが出てまいります。その際は、どちらかという、バリアフリー全般に聞くというよりは、それぞれの取組に絞って、例えば、道路の取組について、建物の取組についてという形で、もう少し狭く深い聞き方をしていくというふうになるかと思えます。

また、こういったアンケート調査をする際には、広くアンケートをまいてもなかなか該

当する方に行き渡らないということがありますので、例えば、障がい者団体の皆様や、様々な協会の皆様にご協力いただきながら、できるだけ深くピンポイントのご意見をいただけるように工夫をしながらアンケートなどを進めてまいりますので、また、引き続きご協力いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋会長 先ほど、宮崎委員の質問にもありましたけれども、意思疎通が難しい方のご意見をどういうふうに酌み上げるかというのも大きなテーマだと思います。

今、コメントでいただいたとおり、幸いにも、今回の会議にいろいろな団体の方にご参画いただいておりますので、おっしゃるとおり、今後、深く掘り下げてヒアリングみたいな形でお話を伺うというやり方もあってもいいのかなと私は思いました。

ほかは、大丈夫でしょうか。

皆川委員、どうぞ。

○皆川委員 今回の議題（１）（２）とは関係ない話ですが、一つ質問がございます。

私は、公募委員になってから思っていたのですけれども、札幌市の福祉のまちづくりというのはうまく進んでいるのでしょうか、それとも、あまりうまくいっていないのでしょうか、それを知りたいと思います。

それで、委員になってから市のホームページをいろいろ見ても、なぜかその辺りがはっきりとしないと。バリアフリーということですから、どこまでやればいいのかという話ではないのですが、平成になって法整備がされて、市の条例も平成10年に制定されてかなりの時間がたっていますので、今まで取り組んできたことがどの程度の評価を得ているのかというのを確認したいなど。

また、その確認の仕方についても、回答を伺った後で、私からまた意見させていただければと思います。お願いします。

○石橋会長 今すぐお答えをいただけるかどうか分からないのですけれども、あえて少し話を絞るとしたら、これまでの取組の総括と申しますか、進捗状況の情報発信の仕方かなと申しました。それはホームページ上での情報発信もあろうかと思うのですけれども、実は、今、こんなことを考えているよといったことで結構ですから、今のご質問について、もし事務局でお答えできることがあればお願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 事務局からご説明させていただきます。

福祉のまちづくりにつきまして、現時点での総括と申しますか、札幌市としてうまくいっているや否やという部分をご質問のポイントだったかと認識しております。

福祉のまちづくりは、なかなか広い概念でございますが、我々障がい保健福祉部以外にも、高齢保健福祉部など、様々な方に対する施策を含んでおりますので、少し限定させていただきますと、我々障がい保健福祉部で、さっぽろ障がい者プランという障がい者政策の中長期的計画を策定して、その進捗管理をしております。

基本的には6年置きに改定をしておりますが、その中で、改定時期に、市民の皆様や当事者の皆様からご意見を伺い、具体的な政策の効果を測定しながら、今足りていない政策

がどこにあるのか、現在うまくいっている政策はどうか、その辺りを吟味させていただきながら、市民の皆様にとって必要な福祉政策をお届けするという形で政策を回しているところでございます。

直接、評価という点でのお答えにはなっていないかもしれませんが、よろしいでしょうか。

○皆川委員 回答された内容については、大体そんなところかなと想定していた範囲内のお答えでした。

札幌市のバリアフリーレベルを上げるために、定性的な評価では上がりが効果的ではないのではないかなと、何においてもそうかとは思いますが、何か指標を立てて、定量的に、しかも、比較、評価をしていく、相対評価をしていくというようなことが、札幌市のまちづくり推進においても必要なのではないかなと思います。

それで、全く個人的なアイデアベースですが、例えば、政令市において、人口当たりバリアフリーのトイレが幾つあるのか、10個あるのか、20個あるのか、政令市において比較してみると、日本国内における札幌市のレベルというのが分かると思うのです。

たまたま一つ言いましたけれども、その指標というのは、例えば、小・中学校のバリアフリーがどのぐらいできているかなど、それは皆さんが頭を悩ませれば、適切な指標がいつぱい出てくると思いますので、ぜひ、札幌市の福祉のまちづくりが今どんなレベルにあるのだということが評価できるような指標を頭を使って考えて、そういう仕組みを確立していただきたいなと思います。

この推進会議に投げられれば、私も一生懸命考えたいと思いますけれども、ぜひ、そういったものを制度としてつくっていったらいいのではないかなと思いますが、会長、いかがでしょうか。

○石橋会長 実は、札幌市の福祉のまちづくり条例が制定されたのが平成10年で、もう24年たつのですよね。できたこと、できていないことといったところを客観的に捉える機会があってもいいのかなと個人的には思いますし、今のご指摘についても、それに沿っていて、非常に理にかなっているのかなと思いました。

そのアイデアについて、事務局を交えて相談させていただくということで、今回はご勘弁いただきたいと思います。

○皆川委員 よろしく願いいたします。

○石橋会長 すぐには、こういうことでとは言えないかもしれないのですが、ご指摘については、確かに個人的にはそう思いますので、事務局とも相談させていただきながら、アイデアを練らせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 そうしたら、これで私の仕切りは終わらせていただいて、事務局に進行をお

返ししたいと思います。

よろしく申し上げます。

3. 閉 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 石橋会長、会議の進行をどうもありがとうございました。

委員の皆様には、たくさんご意見をいただき、大変参考になりました。いただいたご意見を踏まえまして、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、長時間にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、次回の第12期第3回札幌市福祉のまちづくり推進会議につきましては、来年8月頃の開催を予定しております。

今後、改めて日程調整のご連絡を差し上げることとなりますので、皆様、何かとご多忙のこととは存じますけれども、ご出席をよろしく願いいたします。

それでは、第12期第2回福祉のまちづくり推進会議を以上で閉会とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上